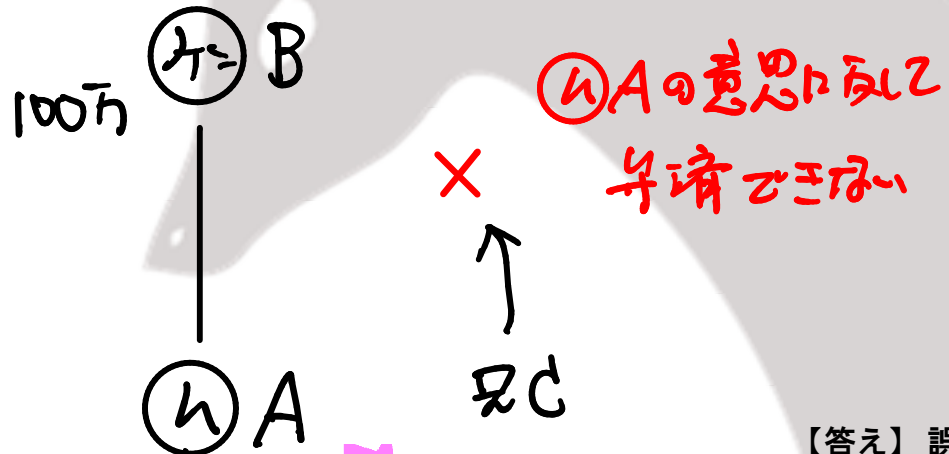


第三者弁済 宅建 H05-06-1 <<#861>>

【問】 正誤をつけよ。

Aは、Bから金 100 万円借り入れている。Aの兄Cは、Aが反対しても、Bの承諾があれば、Bに弁済することができる。✖



【答え】 誤り

<<ポイント>> 第三者の弁済【★基礎必須】✖

- 1 債務の弁済は、第三者もすることができる。
- 2 弁済をするについて**正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない**。ただし、債務者の意思に反することを債権者が知らなかったときは、この限りでない。（民法 474 条 1 項、2 項）

⇒ **正当な利益を有する第三者は、債務者の意思に反しても弁済することができる**

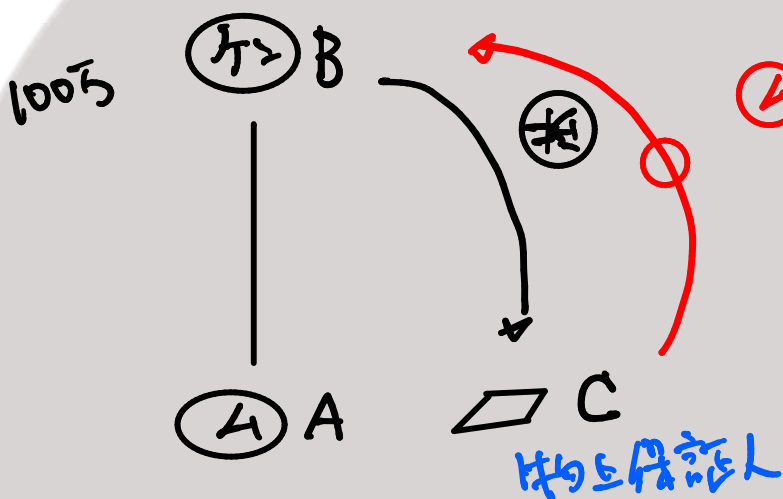
向上保証人

※ 「正当な利益を有する」とは、債務の弁済につき法的利害関係のあることをいう。

⇒ **単なる知人友人、親兄弟というだけでは含まれない**

《第三者弁済》

	第三者弁済できる	第三者弁済できない
【原則】	第三者弁済できる	
【例外】		<p>正当な利益を有しない第三者は、<u>債務者の意思に反して</u>、第三者弁済できない</p> <p>⇒ <u>単なる友人知人、親兄弟</u></p>
【再例外】	<p>正当な利益を有する第三者は、<u>債務者の意思に反しても</u>、第三者弁済できる</p> <p>⇒ <u>物上保証人、抵当不動産の第三取得者、借地上的建物賃借人</u></p>	



④ Aの意思に反しても
弁済できる